

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 9 月 20 日
要綱第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、今帰仁村の活性化とコミュニティ活動の促進及び村民との協働による
むらづくりを推進することを目的に、イベントを実施する村内の団体に対し、当該イベン
ト実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定め
るものとする。

2 補助金の交付については、今帰仁村補助金交付規程（昭和 57 年規程第 7 号）に定めるも
ののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象団体)

第 2 条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のい
ずれかに該当する団体とする。

- (1) 村内に住所又は事業所を有する者 3 者以上で構成される団体（実行委員会等）
- (2) 社会教育団体、その他村長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 今帰仁村暴力団排除条例(平成 23 年今帰仁村条例第 9 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴
力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 公序良俗に反するまたはそのおそれがある者

(交付対象事業)

第 3 条 交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべ
て満たすものとする。

- (1) 補助対象者が主体となってい、創意と工夫に富み、今帰仁村の活性化に貢献すると
思われる事業であること。
- (2) 適正な収支計画に基づき、実現性が高く、次条第 2 項に規定する補助金の交付が終了
後も継続して実施することが見込まれるイベントであること。
- (3) 村内外からの誘客が図られるイベントであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するイベントは、補助対象事業とししない。

- (1) 国または他の地方公共団体の補助金を受けている事業であるもの。
- (2) 民間企業等により制度的支援を受けている事業であるもの。
- (3) 特定の者又は特定の団体のみを対象としたもの。
- (4) 単なる物品販売等で、イベントの成果が特定の者又は団体等に帰属するもの。
- (5) 区の行事や各種団体等により既に継続的に行われているイベント（類似するイベント
又は類似団体によるイベントを含む。）であるもの。ただし、本要綱により交付を受けた
補助対象者が行うイベントで、次条第 2 項に規定する 3 会計年度まで達していないイベ
ントは除く。
- (6) 公共施設の指定管理者が指定管理業務の一環として実施する事業であるもの。
- (7) 法令及び公序良俗に反するもの。

3 補助金交付対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会場の借上げ、会場の設営、照明・音響設備・空調設備等の使用等に係る経費
- (2) プログラム、チラシ、ポスター等の作成に係る経費
- (3) 看板、案内パネル等の作成に係る経費

- (4) 記録書、報告書、映像等の作成に係る経費
- (5) 感染症対策用品の購入に係る経費
- (6) その他村長が事業の実施のために必要と認める経費
(補助金の額)

第4条 補助金の交付は、会計年度内に一事業（団体）につき1回限りとし、その額は50万円を上限とする。

2 同一事業（団体）への交付は、3会計年度までとする。

3 補助金の額は、対象経費の100%以下とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。
(補助金交付の申請)

第5条 補助金交付の申請をしようとする団体は、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村が指定する期日までに村長に提出しなければならない。申請は団体の長が行うものとする。

- (1) イベント実施団体の名簿
- (2) 企画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他村長が必要と認める書類
(補助金の交付及び不交付)

第6条 村長は、前条の規定により提出された申請書等について、事業の目的及び内容を審査の上、補助金の交付決定または不交付決定を、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該団体に通知するものとする。
(事業の変更及び中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業内容に変更が生じたときまたはやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、今帰仁村活性化イベント支援事業変更・中止承認申請書（様式第3号）により、その内容を速やかに提出しなければならない。

2 村長は前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金変更（取消し）決定通知書（様式第4号）により、交付決定団体に通知するものとする。
(実績報告)

第8条 交付決定団体は、当該事業完了後、30日以内に今帰仁村活性化イベント支援事業実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 実施時の記録写真
- (3) その他村長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による提出を受けた場合において、報告書等の書類審査により、その報告に係る事業の成果が補助金交付の決定内容に適しているかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金の額の確定通知書（様式第6号）により交付決定団体に通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定団体は、補助金の請求をしようとするときは、速やかに今帰仁村活性化イ

ベント支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 補助金は、概算払いにより請求することができる。

3 村長は、第1項の規定により請求を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに交付決定団体に対して、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 村長は、交付決定団体が、次のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、返納させることができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) その他村長が補助金の交付が不適正であると認めたとき。

2 村長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとき、また、すでに交付した補助金を返納させるときは、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金取消（及び返納）通知書（様式第8号）により交付決定団体に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

今帰仁村長 様

団体名
氏 名
代表者 住 所
連絡先
印

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業計画概要	別紙 1 のとおり
通算開催回数（年度内）	
主な後援・協賛団体	
実施予定場所	実施場所の所有者及び管理者の承諾 ☐ 有
事業費内容及び予算額	別紙 2 のとおり
補助金交付申請額	円
補助金の支払方法	☐ 前払い（事業実施前の支払い） ☐ 精算払い（事業実施後の支払い）
添付書類	（1）イベント実施団体の名簿 （2）企画書 （3）収支予算書 （4）その他（ ）

別紙1 事業計画概要

1 イベント名称

2 開催期間

3 開催場所

4 開催概要

①開催目的

②実施内容

③実施方法

④事業経費

⑤予定動員人数

別紙2 収支予算書

〈収入〉

単位：円

項 目	内 訳	金 額
本補助金		
自主財源		
合 計		

〈支出〉

単位：円

項 目	内 訳	金 額
合 計		

※経費の内訳は、内容・単価・数量を必ず明記してください。

第 号
年 月 日

団体名

代表

様

今帰仁村長

印

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今帰仁村活性化イベント支援事業補助金について、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

（不交付とした場合、その理由）

〔交付決定後の注意〕

- ① 補助金交付申請事業の内容を変更するとき及びやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、今帰仁村活性化イベント支援事業変更・中止承認申請書（様式第 4 号）を提出しなければなりません。
- ② 事業完了後は、今帰仁村活性化イベント支援事業実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添付して提出しなければなりません。
- ③ 補助金の交付について、補助条件に違反したとき、または不正行為がなされたとき、その他村長が不適切と認めたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付されたものについては返納を命ずることがあります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

今帰仁村長 様

団体名
氏 名 印
代表者 住 所
連絡先

今帰仁村活性化イベント支援事業変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定した今帰仁村活性化イベント支援事業助金について、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

☐ 変 更

	変 更 前	変 更 後
内 容		
交付申請額	円	円
理 由		

☐ 中 止

理 由	
-----	--

第 年 月 日 号

団体名

代表 様

今帰仁村長 印

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金変更（取消し）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今帰仁村活性化イベント支援事業補助金の変更（取消し）について、下記のとおりとしたので、通知します。

記

1. 承認

☐ 変更

	変 更 前	変 更 後
内 容		
交付決定額	円	円

☐ 取消し

2. 却 下
(理 由)

年 月 日

今帰仁村長 様

団体名
氏 名 印
代表者 住 所
連絡先

今帰仁村活性化イベント支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号 をもって補助金交付の決定を受けた事業が完了したので、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

イベント名	
実施概要	別紙 3 のとおり
事業完了時期	
総事業費内容及び決算額	別紙 4 のとおり
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 領収書等の写し (2) 実施時の記録写真 (3) その他 ()

別紙3 実施概要

1 イベント名称

2 開催期間

3 開催場所

4 動員人数

5 開催概要

①事業の目的

②事業内容及び
実施状況

③実施効果

④収支決算報告 別紙4「収支決算書」のとおり

別紙4 収支決算書

〈収入〉

単位：円

項 目	予算額	決算額	増 減
本補助金			
自主財源			
合 計			

〈支出〉

単位：円

項 目	予算額	決算額	増 減
合 計			

※需用費や消耗品費で一式と記載する場合は、別紙で内訳書を作成し、購入品目と単価×数量等を明記してください。

※項目ごとの予算額と決算額が大きく異なる場合は、その説明を具体的に記載してください。

第 年 月 日 号

団体名

代表 様

今帰仁村長 印

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した今帰仁村活性化イベント支援事業補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告書に基づき審査した結果、交付額を 円に確定したので、通知します。

年 月 日

今帰仁村長 様

団体名
氏 名 印
代表者 住 所
連絡先

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、今帰仁村
活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 円

2. 支払方法 ☐ 口座（以下の金融機関） ☐ 窓口

口座情報				
銀行 ・ 金庫 ・ 農協			支店 ・ 支所	
（ 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） ）			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号（5 桁）		番号（8 桁）	

口座名義	
フリガナ	
氏 名	

第 年 月 日 号

団体名

代表 様

今帰仁村長 印

今帰仁村活性化イベント支援事業補助金取消（及び返納）通知書

年 月 日付け 第 号で通知した今帰仁村活性化イベント支援事業補助金については、今帰仁村活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり取消しましたので通知します。また、貴団体が既に交付を受けている場合は、返納するよう併せて通知します。

記

イベント名	
補助金交付決定額	円
	(うち既交付額 円)
取消（返納）金額	円
取消しの理由	

☐ 返納に該当する場合
返納方法：現金一括払い 返納期限： 年 月 日